

第4章 明日へつながるまちづくり

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

1 農業の活性化

前期基本計画の取組

【農業の振興】

新規就農希望者への支援、担い手に対し農地の利用集積を図った結果、平成23年度から26年度までに新規就農者14人、新たに農地を利用集積した面積は132.51haとなりました。また地産地消や6次産業化の支援により、市内の農業生産法人が6次産業化施設として、農産物の加工販売所をオープンしました。更に、農業者と地域住民が共同で実施する農地や農業用施設などの保全管理や、農村環境の向上の取組に対し支援を行いました。

【農村環境の保全】

印旛沼周辺地域の活性化を図る「印旛沼周辺地域の活性化推進プラン」を平成25年11月に策定し、計画に沿って平成26年度には市民農園を整備し、都市住民の農業体験の場を提供しました。また、農業用廃プラスチックの適正処理に努めるとともに、環境保全型農業の推進に努めました。

現状と課題

【農業の振興】

農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。くわえて、わが国のTPPへの参加により、今後とりわけ農産物市場に大きな影響があることが考えられます。このような環境変化の中、認定農業者の育成や農地の利用集積などを更に推進し、農業生産の継続が可能となる施策を展開する必要があります。

【農村環境の保全】

都市と農村の交流促進のため、佐倉草ぶえの丘施設の更なる充実を図り、交流人口の増加を図る必要があります。また、自然環境を保全するため、引き続き環境保全型農業を推進し、地域環境の保全に努める必要があります。

基本方針

農業の担い手育成を図るとともに、耕作放棄地解消に向けた取組や農業生産環境の保全活動を支援しながら、農地の利用集積や農業用施設の適切な維持管理に努めるとともに、生産基盤の整備を図ります。また、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。

地域で生産された農畜産物を地域で消費する地産地消を推進するとともに、6次産業化などにより付加価値の高い商品開発などの取組を通して、消費者の多様なニーズに的確に応えることができる農業を目指します。

農村環境の保全のために、環境にやさしい農業を推進します。また、農業体験を通じて市民に広く農業への理解を深める機会を提供します。更に、印旛沼周辺地域を活性化するため整備を推進します。

施策

(1) 力強い農業ができる生産体制を推進します

新規就農を含めた担い手の育成と農地の利用集積により、農業経営の強化を図るとともに、耕作放棄地の解消を促進し、本市の農業を守ります。

生産性の向上を図るため、農地の改良や用排水施設の維持管理など生産基盤整備を図ります。また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の農地・農業用施設などの保全管理活動に対し支援を行います。

(2) 地域農畜産物の消費拡大を推進します

地域で生産された安全・安心な農畜産物の地産地消を推進します。また、6次産業化などにより付加価値の高い商品の開発に取り組み、併せてブランド化の推進を図ります。

(3) 豊かな農村環境のあるまちにします

環境保全型農業や農業用廃プラスチックの適正処理に取り組む農業者への支援を行い、環境と調和のとれた農業生産や農村環境の保全を図ります。

(4) 都市と農村の交流を促進します

都市住民が、自然とふれあいながら農業体験を楽しむ機会を提供します。

印旛沼周辺地域の活性化推進プランに基づき印旛沼周辺地域の整備促進を図ります。また、貴重なバラの原種を収集・保存する国際的にも評価の高い草ぶえの丘バラ園を活用し、リピーターの増加を図ります。

更に、著しい過疎化が進む農村地域の定住人口対策の一環として、都市住民と農業者との交流促進を図ります。



佐倉草ぶえの丘バラ園



稲刈りと風車

2 商工業の活性化

前期基本計画の取組

【企業の連携による経済の総合的な発展】

地域経済の発展、商工業の振興、地域貢献、事業者交流の推進などを担う産業経済団体を支援しました。

佐倉市産業まつりを再開し、市内産業啓発を図るとともに、参加事業者同士の交流を促進しました。

【中小企業の経営支援】

中小企業の経営を支援するため、融資制度の拡充を行いました。また、中小企業庁や県の担当職員を講師に招き「中小企業施策セミナー」を行うなど、経営支援のための情報発信を行いました。

【個店支援】

商業団体などによる一店逸品運動の勉強会、観光土産品組合の新商品創出研究活動の支援を通して、個店の付加価値向上に向けた取組を促進しました。また、商工会議所の行うプレミアム商品券事業支援により、市内小売店舗の振興を図りました。

【商店街機能の維持】

商店会などが行う街路灯のLED化や防犯カメラ設置を支援し、商店街の安全性向上を図りました。併せて、商店街マップの作成や商店会案内看板の製作、ホームページなどによる情報発信を支援し、商店街に関する情報の周知啓発を推進しました。

また、空き店舗対策として、佐倉市中小企業資金融資制度に「商店街活性化資金」を加えるとともに、「佐倉市商店街空き店舗等出店促進補助金」を新設し、事業者の商店街空き店舗への進出を推進しました。

更に、地元商店会などが行うイベントなどを支援し、商店街活性化を図りました。

【企業誘致のための環境整備】

「企業支援ワンストップサポートデスク」を設置し、情報の一元化、企業へのサービス向上を図りました。

また、企業誘致助成メニューを拡充し、特に、既存敷地内で事業所などを増設する企業も対象に含め、既存企業の再投資を促進しました。

【起業支援の充実】

市内起業家に対して「起業支援事業」や「創業資金融資制度」を創設し、起業支援を図るとともに、市民向けに起業入門講座「佐倉起業塾」や起業支援講演会を開催するなど啓発活動の充実や、商工会議所に創業専門相談窓口「mebucさくら」を開設し相談体制の充実に努めました。また、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、本市の起業支援の推進体制や施策などについて決めました。

現状と課題

【企業の連携による経済の総合的な発展】

中小企業発展のため、地域経済団体への支援や事業者交流を進める取組を継続的に行う必要があります。また、商工会議所の会員数や組織率の向上を図る必要があります。

【中小企業の経営支援】

国の継続的な経済政策の結果、景気回復の傾向が見え始めたものの、人口減少・高齢化やグローバル化への対応の遅れなど中長期的な課題を抱える地方においては、経済政策の効果が十分に行き渡っておらず、本市も同様の状況です。今後も、中小企業の経営支援を継続的に行うとともに、事業者のニーズに対応した支援を行う必要があります。

【個店・商店街環境】

長引く景気低迷から回復の兆しはあるものの、依然として中小企業の経営は厳しい状況が続いています。東日本大震災の影響や消費税率の引上げなどにより、消費は落ち込み、更なる経済対策が求められています。また、市内の商店街は、スーパーなど大型店の出店や後継者不足、経営者の高齢化による廃業などにより、規模が縮小していることから、元気な商店街、にぎわいのある商店街づくりへの環境整備が必要です。

【企業誘致のための環境整備】

圏央道の開通など、周辺環境の変化により自治体間競争が激化することが見込まれるため、誘致体制の強化や企業誘致助成メニューの見直し、更なる周知が必要です。

【起業支援】

本市の起業支援を本格的にスタートさせ、支援体制の整備や起業者の負担軽減に取り組んでいますが、起業に結びつく事例はまだ少なく、今後は実効性を高めていくことが求められています。

基本方針

企業の連携による地域経済の振興を図りながら、中小企業の経営安定を図ります。また、商店街に対し、集客支援及び商店街機能維持の支援を行います。

また、企業誘致の推進や既存企業の事業規模拡大の促進、起業支援の充実などにより、地域経済の拡大を図ります。

施策

(1) 企業の連携による地域経済の振興を図ります

市内企業が連携して行う産業振興、地域貢献、産業啓発などの取組を支援し、地域経済の活性化を図ります。

(2) 中小企業の経営安定を図ります

融資制度の運営や、経営相談機会の提供などを行い、地域経済の重要な担い手である中小企業の経営安定・強化を支援し、地域経済の活性化を図ります。

II 分野別計画

(3) 魅力ある商業地を形成します

商店街などが行う集客イベントや組織活性、交流促進などを支援します。また、商店街の防犯機能の維持支援や、空き店舗対策を行います。

(4) 企業誘致を推進するとともに、既存企業の新たな展開を促進します

企業立地助成や地元雇用奨励などの支援メニューを活用して、工業団地や佐倉インターチェンジ周辺、国道51号沿い等において工場や流通業務施設等の企業誘致を推進するとともに、既存企業の事業拡大や施設拡充を支援し、地域経済の活性化及び市内雇用の拡大を図ります。

(5) 起業を促進します

市民の起業意識啓発、起業にかかる相談体制の充実を図るとともに、財政的支援を行います。



佐倉第一、第二、熊野堂工業団地



佐倉第三工業団地



臼井ふるさとにぎわい祭

3 雇用の安定化

前期基本計画の取組

地域職業相談室運営事業をハローワーク成田と共同して運営し、市内就業を支援しました。また、就職希望者を対象とするセミナーや、ジョブカフェちばと共催で「地元で就職応援ツアー」（求人募集中の企業のバス見学会）を実施し、情報提供や就職機会の提供に努めました。

特定求職者雇用促進事業を行い、障害者雇用の促進を行いました。

また、中小企業退職金共済掛金補助事業により中小企業における従業員の福祉向上及び雇用安定化を図りました。

現状と課題

雇用を取り巻く環境は依然厳しい情勢が続いており、今後も継続的な雇用促進施策が必要です。

基本方針

国、県、関係機関と連携を図りながら、就業の促進と職業能力の向上を推進します。

施策

（1）就業の促進、雇用の安定化を図ります

雇用・就業に関する情報提供や知識習得機会の提供などを行い、就業促進や職業能力向上、雇用の安定化を図ります。



佐倉市地域職業相談室

4 観光の振興

前期基本計画の取組

【城下町としてのイメージ強化】

時代まつりのコンセプトを一新し、「城下町・佐倉」を内外にPRするイベントにリニューアルした結果、城下町風情を感じた人の割合や満足度は8割以上と高い水準で評価を得られました。また、平成25年度に「着物・城下町発信事業」（着物着付けレンタル事業）を行い、翌年から地元の方が事業を引き継ぐことで、継続的に旧城下町の魅力の向上を図りました。

【ふるさと広場周辺の交通渋滞対策】

ふるさと広場へのアクセス向上のため、大型観光バスが臼井方面から進入できるよう、京成線軌道沿いの道路整備を計画的に進めました。また、チューリップフェスタ開催時には、駐車場の混雑状況などを随時特設ホームページやツイッター（SNS）などを活用し周知に努めました。

【町並みの不統一感の解消】

武家屋敷周辺の町並みを統一するため、通り沿いの住宅に生垣、竹垣風フェンスを整備しました。

【観光施設やイベントの積極的なPR】

外国語対応パンフレットや女性目線の観光パンフレットを作成するなどし、市の観光PRを行いました。また、市内施設での映画・テレビのロケなどを斡旋する「フィルムコミッション事業」を推進することにより、知名度の向上を図りました。

【観光施設間の回遊性の向上】

印旛沼周辺に訪れる観光客の回遊性を高めるため、印旛沼周辺地域の活性化推進プランを策定し、当該プランに基づき、観光案内看板の改修を実施しました。また、観光客に市内散策を楽しんでもらうため、レンタサイクルの台数を増加させました。

現状と課題

【城下町としてのイメージ強化】

「城下町佐倉」のイメージは、徐々にではありますが着実に根づいてきており、今後も継続して施策を推進していくことが必要です。

【ふるさと広場周辺の交通渋滞対策】

ふるさと広場周辺の用地は、地理的条件が厳しいことや法的規制による制約などがあることから、今後も継続的かつ戦略的に施策を展開していくことが必要です。

【町並みの不統一感の整備】

城下町通りにおける観光ポイントとして旧平井家住宅の活用など、新町の城下町地区について、市の景観計画との整合性を図り、住民の理解を得ながら更に統一した町並みを整備していくことが必要です。

【観光施設やイベントの積極的なPR】

外国メディアの取材、外国人の観光客は年々増加してきており、観光情報の発信を更に強化し、今後も市の知名度高めるための施策を戦略的に行っていくことが必要です。

【観光施設間の回遊性の向上】

回遊性は徐々に向上しているものの、依然として来訪者の滞在時間が少なく、市内での消費に結びついていないことから、今後も継続的かつ戦略的に回遊性の向上、滞在時間の増加を図る必要があります。

基本方針

交流人口の拡大を図るため、観光施設の老朽化対策や施設価値を高めるための機能の見直しを行うとともに、花や歴史的資産を活用したイベントの充実を図り、観光客の回遊性を高めるための取組を行います。また、観光による市のPR、観光情報の発信を推進します。

施 策**(1) 印旛沼周辺地域等の整備推進を図ります**

佐倉草ぶえの丘、サンセットヒルズ、ふるさと広場の施設整備に加え、ふるさと広場へのアクセス整備、印旛沼舟運の実施などにより、印旛沼周辺地域を北総地区の観光の拠点となるよう整備していきます。また、県と協力して、サイクリングロードに沼の見える休憩施設を設置します。

(2) 花や歴史的資産を活用したイベントの充実を図ります

ふるさと広場のチューリップフェスタや佐倉城址のさくら、城下町通りでの佐倉秋祭りや時代まつり、そして市民花火大会などのイベントを、地域や関係団体との連携協働により充実させ、観光の振興を図ります。

(3) 観光施設間・団体間の連携強化を図ります

他市町村や民間企業などの観光施設との連携を強化し、多様な観光モデルプランの作成を行い、回遊性の向上を図ります。また、観光協会をはじめ観光関連団体との連携強化を図り、観光の担い手育成に努めます。

(4) 観光情報を積極的に発信します

国内はもとより、海外からの観光客を増加させるため、多様なメディアを活用し、積極的な本市の情報発信を行っていきます。また、本市の知名度を上げるため、フィルムコミッション事業の強化を図ります。

(5) 佐倉にゆかりあるアニメ・漫画等を活用して観光客増加を図ります

佐倉にゆかりあるアニメ・漫画等を活用することにより、本市の新たな魅力を発掘し、新たな層の観光客を呼び込みます。

5 歴史・文化資産の保全・活用

前期基本計画の取組

【文化財の保存・整備・活用への理解促進】

前期基本計画期間中に国指定文化財が1件、市指定文化財が1件それぞれ増加し、国選択無形民俗文化財1件が選択されました。また、千葉県指定名勝であった旧堀田邸庭園（さくら庭園）が国指定となりました。

国指定史跡において、平成25年度に本佐倉城跡の指定15周年を記念して「二つの佐倉城展」を開催し、平成26年度には井野長割遺跡の指定10周年を記念して、見学会とシンポジウムを開催しました。

【所有者・管理者の経済的負担軽減】

東日本大震災によって被災した文化財の修繕に対し、補助金を交付しました。また、所有者に民間・公益法人の補助金を紹介し、申請・手続きを支援しました。

旧城下町の祭礼文化では、市指定文化財である祭礼用具・佐倉囃子の普及活動への支援のほかに、文化庁補助事業の「文化遺産を活かした地域活性化事業」によって山車人形などの祭礼用具の修復・公開・活用・普及事業を一連の事業として支援しました。その結果、運行可能な山車が2基から3基となりました。

平成25年度には、所有者・管理者を対象に文化財の保存状況のアンケート実施し、補助対象の早期把握を図りました。

【観光行政の視点】

フィルムコミッション事業に対応して、文化財施設での映画・ドラマなどの撮影を積極的に受け入れました。また、本市から1時間圏内の市町村の小学校へ、見学案内のダイレクトメールを送付し、文化財施設の見学を誘致しました。

現状と課題

【文化財の保存・整備・活用への理解】

文化財や文化資産は、一度失うと再生ができません。国・県・市の指定・登録文化財制度や市独自の登録有形文化財制度・市民文化資産選定制度によって積極的に保存に努め、周知・普及する必要があります。

【所有者・管理者の経済的負担軽減】

文化財への補助金確保は困難な状況が続いており、個人所有者や保存団体の負担が増加しているため、経済的負担の軽減が課題です。

【観光行政の視点】

市外からの観光客に対して対応できる体制や、ドラマ・映画・CMなどの撮影を支援できる体制が求められるため、検討が必要な状況です。

基本方針

本市には、恵まれた歴史・自然・文化などの文化資産があります。文化財や文化資産の調査・保全・整備を進めるとともに、所有者・管理者への支援を実施します。

また、講演会・見学会・学習会の実施や、『佐倉市史』の編さんなど研究資料を刊行し、歴史資料の保存を図るとともに、佐倉固有の財産を市民で共有します。更に、「佐倉・城下町400年記念事業」を実施するなど、観光行政からの視点も含め、佐倉の歴史・文化を市内外に発信します。

施策

(1) 歴史・文化を普及します

講演会・見学会に加えて体験に重点を置いた普及事業を実施し、文化財保護の意識を啓発します。また、『佐倉市史』を編さんするなど、市民に普及するための取組を実施します。更に、ホームページなどでの情報発信を強化します。

(2) 歴史文化資産を保全・活用します

市民の財産でもある文化財や文化資産を次代へ継承するため、適切に管理運営します。また、埋蔵文化財調査遺物を適切に保管・整理し、将来にわたる資料として活用します。

(3) 歴史的建造物を保全・整備します

歴史的建造物を適正に保存・活用することは、未来への継承につながるため、状況を把握し、所有者・管理者や活動団体と連携して保存・活用を図ります。

また、佐倉市景観計画の策定、景観形成重点地域の設定に合わせて、歴史的建造物などの文化財指定・文化財登録を行います。それに伴い、市所有の歴史的建造物で無指定のものは、登録有形文化財の登録を目指し、一層の活用を図ります。



本佐倉城跡（国指定史跡）



旧堀田邸・庭園（国指定重要文化財・名勝）

6 芸術・文化の振興

前期基本計画の取組

市民音楽ホールにおいて、市民が身近に音楽・芸術・文化にふれられるよう、クラシックを中心とした演奏会や、合唱や吹奏楽などのフェスティバルを開催し、音楽活動に参加できる機会を提供しました。また、小学生、中学生を対象としたオーケストラや和楽器の演奏会なども開催し、幅広い年齢層の方を対象に音楽文化の普及・充実に努めました。

市立美術館では企画展、収蔵作品展のほか、市民参加型展覧会のアート・フォト・サクラ、新春佐倉美術展、対話による美術鑑賞プロジェクト「ミテ・ハナソウ」などの開催に加え、企画展で各種ワークショップを実施し、幅広い年齢の市民に対し身近に芸術・文化にふれる機会を提供しました。

市民の芸術・文化に対する関心や理解、知識を深めるために、情報誌『風媒花』を発行するとともに、ホームページや広報紙・番組などを通じた情報発信を行い、市民が芸術・文化にふれる機会の確保に努めました。

現状と課題

市民の文化活動を盛んにするためには、市民が身近に芸術・文化にふれる機会を提供していくとともに、市民自らによる活動が活性化される施策を推進していく必要があります。

基本方針

芸術・文化活動を行う団体や市民に活動の場や発表の機会を提供し、市民の自発的な芸術・文化活動の活性化を図ります。市民音楽ホールにおいて、市民に音楽・芸術を鑑賞する機会を提供することで、音楽活動の活性化に努めます。美術館において、本市の地域性を生かした展覧会や市民参加型の展覧会を開催するなど、美術や美術館への関心を高める事業を展開します。

施策

(1) 芸術・文化とのふれあいの場を提供します

市民の生活にゆとりや潤いをもたらし、心の豊かさを実感できるよう、多くの芸術・文化に触れることのできる機会を提供します。

(2) 市民による芸術・文化活動を支援します

芸術・文化活動を行う団体や市民に活動の場や発表の機会を提供し、市民の自発的な芸術・文化活動の活性化を図ります。

(3) 芸術・文化に関する情報発信を行います

市民の芸術・文化にふれる場を提供するとともに、市民が気軽に芸術活動に参加できる機会を知るための情報発信を行います。